

彦根市荒神山自然の家の設置および管理に関する条例(素案)

第1(設置)

荒神山一帯の豊かな自然環境の中での集団宿泊研修を通じて、健全な青少年の育成を図るとともに、市民等に交流の場を提供し、もって市民等の福祉の増進に資するため、彦根市荒神山自然の家(以下「自然の家」という。)を設置する。

現行の社会教育集団宿泊施設(教育機関)から一般の市民等も使用できる集団宿泊施設とします。

第2(名称および位置)

自然の家の名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
彦根市荒神山自然の家	彦根市日夏町 4794 番地 1

長年親しまれてきた従来の名称から「少年」除いた名称とします。

第3(職員)

自然の家に、所長その他必要な職員を置く。

第4(事業)

自然の家は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 義務教育諸学校の児童および生徒の集団宿泊研修に関する事業
- (2) 青少年指導者育成のための宿泊研修に関する事業
- (3) 市民等の宿泊による交流に関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、自然の家の設置の目的を達成するために市長が必要と認める事業

従来の小中学校、スポーツ少年団、子ども会等の団体の使用や、青少年指導者育成のための宿泊研修のほか「市民等の宿泊による交流に関する事業」を加えます。

第5(使用者の範囲)

自然の家を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 義務教育諸学校の児童または生徒およびその引率者
- (2) 義務教育諸学校の児童または生徒を主たる構成員とする団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自然の家の設置の目的を達成するために市長が適当と認める団体

一般の団体の使用については、自然の家の設置の趣旨・目的に沿った団体について使用を認めるものとします。

第 6(休所日および使用時間)

- 1 自然の家の休所日は、次のとおりとする。
 - (1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日にあたる場合は、その翌日)
 - (2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、休所日を変更し、休所日に開所し、または臨時に休所日を定めることができる。
- 3 自然の家の使用時間は、規則で定める。

従来と同様、毎週月曜日を定休日とし、月曜日が祝日と重なる場合は、翌火曜日を定休日とするほか、年末年始の 6 日間(12 月 29 日～1 月 3 日)を定休日とします。また、自然の家の使用時間については、規則で定めます。

第 7(使用の許可)

- 1 自然の家を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 市長は、前項の許可に自然の家の管理運営上必要な条件を付することができる。

使用申請の手続等については、規則で定めます。

第 8(使用の制限)

- 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、自然の家の使用を許可しないものとする。
- (1) 自然の家の設置の目的に反すると認めるとき。
 - (2) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団および同条第 6 号に規定する暴力団員の利益になるおそれがあると認めるとき。
 - (4) 自然の家の施設または設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
 - (5) 自然の家の管理運営上支障があると認めるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

自然の家は、健全な青少年の育成を図るなど集団宿泊研修を目的とする施設であることから、施設の設置目的に反する使用や、施設の管理運営に支障が生じる使用を制限するものです。

第 9(使用許可の取消し)

- 市長は、自然の家の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。
- (1) 第 8 各号の規定に該当するに至ったとき。
 - (2) 災害その他の事故により自然の家を使用できなくなったとき。
 - (3) 使用者が第 7 第 2 項の規定により付された条件に違反したとき。
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

第 10(使用料)

自然の家の使用料(以下「使用料」という。)は、別表のとおりとする。

第 11(使用料の減免)

市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、または免除することができる。

どういった場合に使用料を減免するかについては、その都度決定することとします。

第 12(使用料の還付)

既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部または一部を還付することができる。

市長が特別の理由があると認めたとときは、施設が災害その他の事故により使用できなくなったときなど、市が施設の使用を制限した場合とします。

第 13(原状回復の義務)

使用者は、自然の家の使用を終了したときは、その使用に係る施設および設備を原状に回復しなければならない。第 9 の規定により使用の許可を取り消されたときも、同様とする。

第 14(損害賠償)

- 1 自然の家の施設、設備等を損傷し、または滅失した者は、その損害について、賠償しなければならない。
- 2 前項の損害賠償の額は、その都度市長が定める。

第 15 から第 20 まで(指定管理者関係)

(指定管理者による管理)

第 15 市長は、自然の家の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に自然の家の管理に関する業務(以下「管理業務」という。)を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者が管理業務を行う場合は、第 6 第 1 項および第 2 項の規定によるほか、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、自然の家の休所日を変更し、休所日に開所し、または臨時に休所日を定めることができる。

(指定管理者の業務)

第 16 指定管理者は、次に掲げる管理業務を行うものとする。

- (1) 第 4 に掲げる事業に関すること。
- (2) 自然の家の使用の許可、使用の制限および使用許可の取消しに関すること。
- (3) 自然の家の施設および設備の維持管理に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務に関すること。

2 市長が、第 15 第 1 項の規定により、管理業務を指定管理者に行わせる場合における第 7 から第 9 までおよび第 14 の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の手続)

第 17 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、当該指定について市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画の内容が、市民等の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、自然の家の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容が、自然の家の管理業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができる経営規模および経営能力を有していること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が自然の家の設置目的を達成するために必要と認める条件を満たしていること。

(指定管理者の指定等の公表)

第 18 市長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

- (1) 第 17 第 2 項の規定により、指定管理者の指定を行ったとき。
- (2) 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、または管理業務の全部もしくは一部の停止を命じたとき。

(指定管理者との協定の締結)

第 19 市長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 管理業務の内容に関すること。
- (2) 市が支払うべき管理業務に係る費用に関すること。
- (3) 管理業務の事業報告に関すること。
- (4) 指定の取消しおよび管理業務の停止に関すること。
- (5) 管理業務を行うに当たって保有する情報の公開および個人情報の保護に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理業務に関し市長が必要と認めること。

(情報の公開、個人情報の保護等)

第 20 指定管理者の役員および職員は、彦根市情報公開条例(平成 14 年彦根市条例第 56 号)第 32 条の 2 の規定により、管理業務に関する情報の公開に努めなければならない。

2 指定管理者の役員および職員は、彦根市個人情報保護条例(平成 16 年彦根市条例第 25 号)第 13 条の 2 の規定により、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 指定管理者の役員および職員は、管理業務に関し知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

4 指定管理者の役員および職員は、管理業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

指定管理者制度の導入は、あくまでも「できる」と規定するものとし、導入に関する検討は、今後の施設の利用実態を見て判断することとします。

第 21(委任)

この条例に定めるもののほか、自然の家の管理運営等について必要な事項は、規則で定める。

使用申請の手続のほか施設の管理運営についての詳細は、別に規則で定めます。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 第 3 号、第 10 から第 12 までおよび別表の規定は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 23 年 6 月 30 日から平成 23 年 7 月 1 日にかけて自然の家に宿泊する場合の使用料は、徴収しないものとする。
- 3 平成 23 年 3 月 31 日までに滋賀県立少年自然の家の設置および管理に関する条例を廃止する条例(平成 年滋賀県条例第 号)による廃止前の滋賀県立少年自然の家の設置および管理に関する条例(昭和 51 年滋賀県条例第 21 号)の規定によりなされた承認その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

条例の施行は、平成 23 年 4 月 1 日からとしますが、平成 23 年 6 月 30 日までは、従来と同様、小中学生等の使用に限定します。平成 23 年 7 月 1 日以降の使用から、使用料を徴収するとともに、一般使用も受け入れます。

別表(第 10(使用料)関係)

(略)

彦根市意見公募手続要綱(平成 19 年彦根市告示第 174 号)第 4 条第 3 号ウの規定に基づき、金銭徴収に関する条項は、意見公募手続の対象外としています。